

第 4098 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年10月8日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 会社を設立した場合の届出書類

Q：当社は、このたび会社を新設します。税務署へはどのような書類を出さなければなりませんか？

A：次の書類を提出しなければなりません。

【解説】

法人を設立した場合、次の届出書を提出しなければなりません。

①法人設立届出書

内国法人である普通法人又は協同組合等を設立した場合は、設立の日以後2か月以内に「法人設立届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

この法人設立届出書には、次の書類を添付します。

- イ. 定款等の写し
- ロ. 設立の登記の登記事項証明書
- ハ. 株主等の名簿の写し
- ニ. 設立趣意書
- ホ. 設立時の貸借対照表
- ヘ. 合併等により設立されたときは被合併法人等の名称及び納税地を記載した書類

②源泉所得税関係の届出書

③消費税関係の届出書

その他、必要に応じて次のような申請書や届出書を提出します。

- ①青色申告の承認申請書
- ②棚卸資産の評価方法の届出書
- ③減価償却資産の償却方法の届出書
- ④有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

